

第6回・第5期第2回宝塚市協働のまちづくり促進委員会

協働契約のあり方検討部会 議事録

開催日時	令和4年（2022年）3月22日（火）18：30～20：40
開催場所	中央公民館 ホール
次 第	1 開会 2 議事 （1）ガイドラインの作成について 3 その他 4 閉会
出席委員	久会長、飯室委員、加藤委員、檜垣委員、足立委員、田中委員、中山委員、藤本委員、平原委員、光村委員、沖野委員、井山委員、上西委員、川上委員、喜多河委員
開催形態	公開（傍聴人0名）

1 開会

事務局から、本日の出席者は15名であり、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は0名であることを報告した。

2 議事

（1）ガイドラインの作成について

事務局より、配布資料に基づき、協働契約のあり方検討部会（第5回 第5期・第1回）でいただいたご意見に対する事務局の考え方を説明した上、「地域コミュニティ・市民活動団体と市との協働事業における契約ガイドライン（素案_修正版）」について説明を行った。意見の内容は以下のとおり。

ア とても読みやすくなった。市民団体の特性や資金の必要性などについても分かりやすく書いていただいている。一番気になったのは、協働契約ではなく従来の契約の中で運用していけないかという提案の点である。1年半の間、協働契約のあり方検討部会という形でやってきたが、これまでそういった議論はなく、突然、今回事務局から提案があったので非常に驚いた。今のところ、事務局の説明だけでは納得できないと感じている。たしかに、事務局からの説明であったように、市民活動団体の特徴が市の職員に伝わっていないことや経費に関することが大きな課題であることは間違いないが、課題はそれだけではない。従来の契約では、成果物は委託した側の市の所有となり、権利も市のものとなる。また、責任の所在も市という形となる。様々な点において、協働で進める形と違ってくる。丁寧に説明していけばいいのかもしれないが、従来の枠組みの中で「ここだけ気を付けて」とガイドライ

ンで示した場合、本当に市の職員が協働の原則を把握された上で対応していただけるのかがすごく不安である。協働の指針や協働のマニュアル等を作成してきたが、協働の原則についてどれくらい市の職員が把握されているのか。繰り返しにはなるかもしれないがガイドラインの中にももう少し丁寧に記載することが必要であるが、従来の契約を前提としてちょっとだけ書いたらよいという考え方をされてしまうと、「企画の段階から意見を聞けばいいのね」「成果物を共有すればいいのね」「積算のことはこれらの点だけ気にすればそれでいいのね」というふうに思われてしまわないかと、とても不安に思う。協働契約という文言を出すことで、従来の契約と抜本的に考え方が違うということをして市職員の方が認識しやすくなるし、どこが違うかも見ていただきやすいと思う。新しいものを作ることでわずらわしさなど出てくるかもしれないし、委員会で議論を尽くした上で、どうしても新しく作ることは無理だということであればそれでいいが、この点について再検討していただければと思う。

イ （会長）このあたりは根本的な認識の話であるので、もう少し市の思いを聞かせていただければと思う。

ウ （事務局）素案修正版を突然示すという印象になってしまい申し訳ない。契約のあり方が地方自治法等で決まっている。その中で実際に市民活動団体や自治会、まちづくり協議会などの地域コミュニティと契約をしている中で、金額の点と仕様が市で決められて市民活動団体と協議ができていないという点が一番大きい課題であるというのを、今までの部会の議論から認識した。それを解決するために各市の事例を参考に部会で議論を進めてきた。部会においては、宝塚の取組に応じたものが必要ではないかというご意見もいただいた。宝塚市においては、協働の指針、協働のマニュアル、協働のまちづくり推進条例等を作成してきているところ、規定できていなかったことを整理し、今回のガイドラインとしてまとめさせてもらった。このガイドラインで職員の理解が進むのかというご意見については、協働の指針、協働のマニュアル、協働のまちづくり推進条例等がどれだけ職員に浸透しているかということにつながるものだと思う。協働のマニュアル検討部会でもこのような話が出てきており、課題だと思う。職員研修等を通じて周知を図っているがまだ道半ばである。まちづくり計画を進めるに当たってもその視点は大事にしていけないといけない。ただ、新しい協働契約という形を作ったとしても、これも浸透しなければ同じような課題が生じる。協働契約という新たなカテゴリを作らずとも、価格競争だけではないことや仕様も話し合っ決めていけるということ、市民活動団体の特徴などをガイドラインできっちりと職員にも示すことで、市民活動団体や地域コミュニティとの契約が本来あるべき対等の契約になっていくことを期待して、今回のガイドラインの案を作成した。

エ （会長）尼崎市は、協働契約の中で委託型、補助金型、負担金型という3つに分かれている。富田林市は、地域団体や市民団体にお金を渡すとき、どのような内容でも「補助金」と呼んできた。内容から見ると「補助金」ではないというものもかな

り入っている。この点については、尼崎市と同じように、「委託」と呼ばれるものと「補助金」と呼ばれるものと「負担金」と呼ばれるものをちゃんと整理しようという形になっていく予定である。「委託」は、本来市役所がやるべき仕事を他の方にやっていただくこと。「補助金」は、市が関わらなくてよい、様々な団体が自主事業としてやっていくことに対して経済的に苦勞されている場合に応援しましょうという形。「負担金」は、市役所も団体もお金を出す必要がある、いわゆるお金の面でもお互い持ち寄って協働でやっていきたいと思いますという中で市が何割持つのかというのが「負担金」である。尼崎市はこれらをすべて協働契約と呼んでいるが、宝塚市は、おそらく契約行為だけを取り出してこようという話をされているのだと思う。そうすると、あえて協働契約という形でくくなくても通常の契約行為でできるのではないかという選択だと思う。ただし、運用に当たっての課題は契約行為の中で発生しているのではなく、お互いの関係性をどう認識するのかということに課題があるのではないかという考えのもと、契約行為を触るのではなく、そこに持っていくための姿勢や考え方を整理しようとしていると思う。よって、根本的に尼崎市と記載内容が違うということはどこかで書いておいた方が誤解を招かない。さらに言えば、宝塚市もそろそろ「補助金」と称してきたものの中身を精査して「委託」「補助金」「負担金」の整理を次の段階でやっていただきたいと思っている。そこがうまく整理できれば今までの契約行為でいけるという納得度が上がってくると思うが、この点がまだうまく共有できていないと思う。

オ ガイドラインの修正案を見て感じたことは2点ある。契約するときはどうするかという記載の前段階で協働事業の範囲をもう少し説明する必要があると思う。この点については協働の指針等に任せて本ガイドラインからは省こうという話もあったが、例えば尼崎市では図で説明されており、一般的な指定管理等の制度と協働契約の中で委託型と補助金型と負担金型があるとしている。ガイドラインの修正案において、この点の委託型の事業についてガイドラインで考えていくというところがはっきりと見えてない。図などを含めて協働の事業の守備範囲をはっきりさせることが必要だと思う。2点目は、「地域コミュニティ」という言葉である。協働の指針では「地域コミュニティ」という言葉を使っていない。何を指すのかははっきりしない。中間支援団体や事業者などが含まれるのかなどが明確ではない。対象の範囲を整理する必要があるのではないかと思う。

カ （会長）1点目のところは私の指摘とかかわってくる。ガイドラインにおける契約行為というものが全体の協働事業の中でどういう部分を抜き出しているのかを明確にした方がよいというご指摘かと思う。この点、事務局で検討いただけたらと思う。協働事業を整理するよりも、市が金銭的負担を伴う行為（市が団体に対してお金を渡す行為）を整理し、その行為の中で何種類あるのかという形とした方が分かりやすいと思う。2点目の「地域コミュニティ」と「市民活動団体」という言葉に関することは、事務局から補足説明をお願いする。

キ （事務局）「地域コミュニティ」と「市民活動団体」の言葉については、協働のま

ちづくり推進条例の説明資料の文言に基づいて整理をした。協働のまちづくり推進条例の検討経過を振り返ると、同条例における「市民活動団体」という文言にどこまでの団体を含めるかという議論の中で、地域性のある団体や中間支援団体も「市民活動団体」に含めるようなこととなっていたと思う。よって、本ガイドラインにおける「市民活動団体」の文言には、協働の指針の協働のテーブルでいうところの「中間支援団体」、「市民活動団体」、「地域団体」は含まれている。また、自治会、まちづくり協議会を含めて「地域コミュニティ」と表現した。自治会、まちづくり協議会から派生した団体も考慮に入れるため「地域コミュニティ」という書き方とした。これらの書き方をすることで、協働の指針の協働のテーブルに記載のある「個人」と「事業者」以外は含まれるように記載をしたつもりである。

ク 「個人」や「事業者」は契約において協働の事業の対象ではないということか。個人が提案したことについて市と一緒にやろうとなる場合もあると思うので、個人も対象とした方がよい。ガイドラインを利用する人が自身の実施しようとしている事業が対象となっているかが分かるように、これまでの発行物の内容と重なってもいいので抜き出した方がよい。協働とは何かという基本的なことは、協働の指針を読んでくださいという形でもいいと思う。ガイドラインを使う人の立場で、自身の事業が対象かが分かるような形にした方がよい。

ケ （会長）ガイドライン案の3ページ以降を読むと、「地域コミュニティ」と「市民活動団体」を定義する必要もなく、結局は協働のパートナーと市という2つの分け方にしかっていない。それにもかかわらず、初めの方で説明しすぎているために逆に誤解を招いているような気がする。もっと簡潔に記載した方がよいと思う。市側と協働の相手方の関係を契約の中でどう位置付けていくのかだけが書かれているはずなので、相手方がどういう方なのかということは、3ページ以降はあまり関係がない。1、2ページの書きぶりが逆に引っかかりを作り出していると思うので、簡潔に書いてしまうのもありかと思う。また、労働者協同組合という新しい法人格ができる。こういう方はいったい何に当てはまるのか。事業者に当てはまるのかどうなのかというグレーゾーンが増えてきている。その中であまりきちんと定義をし過ぎてしまうと、また新しい法人格が出てきた際、対象にするのかどうかという悩みがまた出てくる。具体的に言うと、労働者協同組合は事業者に当てはまるのかどうなのかということ念頭に置きながら、最初の部分をどう書いていったらいいのかを検討してはどうか。ちなみに、地域が基になったNPOはこのガイドラインにおける「市民活動団体」に当たるという理解でよいのか。

コ （事務局）「市民活動団体」でも「地域コミュニティ」でもカバーできると思う。

サ （事務局）事業者との契約に当たってはガイドライン案に記載している内容は事業者側にも市側にも身につけていると思う。意識が中々できてなかった部分が「地域コミュニティ」や「市民活動団体」というところの思いであり、この点に関するメッセージとしてガイドライン案を作成した。この団体がどうだからというところではなく、市側と協働のパートナーとの心構えという形で整理する方が事務局

- の思っているところとも一致すると思う。表現を検討したいと思う。
- シ (会長) きちんと定義した方がいいのか、曖昧にした方が逆に分かりやすくなるのか検討いただけたらと思う。
- ス 結局、従来の契約の中でガイドライン案をまとめていくことになるのか。
- セ (会長) 一旦、尼崎市で言うところの委託型のことを指しているということを中心にガイドライン案に書いてもらった上でどう見えるかということで、再検討させてもらえないかという仕切りをさせていただいた。
- ソ 「地域コミュニティ」と「市民活動団体」とタイトルに出てきたとき、「地域コミュニティ」が何を指すのか読んだ人がパッとわからないのではないかと思った。協働の指針では「市民と行政は」という書き方をされていたと思う。これを踏まえると「市民と市」という記載でもいいのかなと思う。また、ガイドライン案の1ページに今までの経緯をきちんと書いてもらっているが、もう少しポイントだけに絞っていただいた方が読みやすい。何年に作成したかなどは脚注でもよい。ここだけはおさえておきたいところだけを記載した方がよい。加えて、従来の契約と違う部分をなぜガイドラインが必要かというところで記載した方がよい。従来の市が主導する請負的な契約とは違うというところを記載した方が職員の方もわかりやすいと思う。この点を避けて書かれている気がする。
- タ (会長) ご説明の中ではお話しいただいているポイントかと思う。どういう方にどういう思いでどういうポイントを読んでほしいのかというところを冒頭で記載しておいた方が気持ちの整理ができて読めるんじゃないかということだと思うので、そこをお願いしたい。パートナーの特徴を理解してその方が動きやすいように契約行為を工夫してくださいねというのがざっくりした市職員へのメッセージかと思う。そこをずばり記載していただいた方がいい。
- チ 私自身は、協働契約の形を示したとしても、市の職員の中で「協働とは何か」というところが落とし込まれていないため、この程度のガイドラインでよいと思う。また、きちんと話し合うことを大切にしましょうということをガイドラインに記載いただけたらと思う。仕様や予算を考えていくときなども話し合いの中できちんと積み上げていこうという部分を記載してほしい。話し合いをすることで良い結果が生まれるというところをきちんと書き入れると分かりやすいと思う。
- ツ 前回、一番最後の評価のところの評価シートを入れてはどうかと提案した。協働のマニュアルに記載があるのでいらないのではないかとという事務局からの説明を受けたが、協働のマニュアルは作成後5～6年経っている。その間、私の団体は市と契約を結んできたが、一度も事業の実践内容について振り返りをしようと言われたこともないし、その結果が協働のまちづくり促進委員会に挙がってきたこともない。やはり、協働のマニュアルはすべての協働に関するマニュアルであり、市が後援をすることなども含まれる。それらにすべて評価シートがいるかと言われるとどうかと思う部分もあるが、せめて委託事業については協働の視点で市側も団体側もお互いに評価をして、その内容を協働のまちづくり促進委員会でも確

認していくことも必要かと思う。この機会に協働の原則の内容がちゃんとできたかなどを評価する評価シートをガイドラインにつけておき、それを市民協働推進課に提出するという形にしておけば、自動的に協働のまちづくり促進委員会にも挙がってくると思う。市で委託事業を調査するとなったときも、ものすごく大変だったと思う。数の増減や市の職員の意識の変化など、これまで促進委員会で作ってきたものの評価にもつながるのでご検討いただきたい。また、3ページ(2)の「※法人格を有しない団体と請負契約を行う際は、団体に以下の要件を確認できるところを必須としています。」という記載があるが、この点については「一定の要件を求められることがあります」とするのではなく、必須であるとした方がよいということを前回は提案した。必須とした方が団体側も分かりやすいと思う。

テ 評価については、私が関連する団体で児童館事業の指定管理を受けている。指定管理の評価は指定管理制度において評価表があり、それを提出する形としている。その評価表に加え、最近、子ども家庭支援センターから別途評価表を出すよう言われている。評価表を出すためにやっているわけではない。問題があるのであれば、指定管理制度の評価表全体を変えてほしいと言っている状況である。この辺りの評価という点については宝塚市全体に関わってくる内容かと思う。協働事業の契約だけでは収まらない内容かと思うので、全体を整理してもらってざっくりと作る形とした方がよいと思う。

ト (会長) 今のご意見は、先ほどの「話し合しましょう」というご意見とかかわると思う。私もNPOやっている中で様々な相手方と契約行為を結ぶが、相手方が後出しじゃんけんのときがかなりある。最初の約束で求めていなかったことを求めてくることもあり、そういった場合それは違うと返すことがある。今のご意見は、最初から評価の仕方を決めた上でスタートすれば問題は起こらなかったと思う。非常に手間のかかる評価表を後出しじゃんけんの形で出すように求めていることが問題である。この点を事業開始前にすり合わせをしておけば起こらない問題であり、後から言われても困るということをごガイドラインで書いておくことが必要かと思う。

ナ (会長) 先ほどのご意見をざっくりと整理をさせていただくと、協働のマニュアル等で記載があるにもかかわらずやっていないという事態が生じている現状をどうするかということだと思う。もう少し書き加えるのか、協働のまちづくり促進委員会も関わるような仕組みを作っていくのか、どういう形で書いてあることを担保していくのかについて市役所内でも検討いただき、次回お返しいただけたらと思う。

ニ 評価の話に関連して事例として聞いていただきたい。10月～3月まで、国のお金を宝塚市が受けてその事業を実施するということがあった。宝塚市が国にどういう報告を出すかがポイントだと思い、契約を結んでからどういう視点でどういう申請をして、どういうポイントで報告を上げるかを知るため、報告書を見せていただいた。報告書を先に見せていただいたので、成果としてどういう数字を挙げてい

くかを認識することができた。後出しで調べてほしいと市から言われるかもしれないところを自分たちからお話しして市とすり合わせながらやってきた。私が宝塚市と結んでいる契約の事業は、すべて市としっかりと話し合いながら進めていく形となっている。市民活動団体自体も自ら「話し合いをしてください」と言うような契約ができる形になっていけばいいと思う。そういった姿勢になるようなガイドラインができたらと思う。

ヌ ガイドライン案には、契約前、契約、契約後について書かれている。契約を結ぶ段階においてどういう目的で事業を協働で行うか、それによる成果は何かというところが最初に決められるべきである。評価の段階で後出しとなるのは最初の段階の詰めが甘いということもある。実際、後から経費が認められないということもある。その点については最初の段階で話をすることが大事である。また、評価は非常に難しいと思う。というのは、協働で実施した場合、プラスアルファが求められるため、団体も気を引き締めて実施しないといけなくなる。お金をもらった分の成果を出していかないといけないということになる。この部分についてはスタート段階から話し合いをする中で、評価の基準の話もしていかないといけないと思う。また、人件費の積算の話も非常に難しいと思う。事業に応じた能力が必要ということになると、個別の事業において決めていくしかない。市側もパートナー側も事業実施にどれくらいの能力が必要となるのかきちんと把握をしておかないと経費の積算も詰まってしまうと思う。全体的に見ればガイドライン案はよいと思うが、最初の段階において、協働事業のところを明確にしておく必要がある。

ネ (会長) 違う角度で言えば、業務内容と質をお互いに見極め、それに相応しい対価となるように整理していかなければならない。この点においては、グレーゾーンが多いのが実態かと思うので、これからはパートナー側も業務内容に応じた対価をきちんと示し、市と話ができるような準備が求められると思う。これをきちんとしようと思うとお互いすごい覚悟が必要となる。これがちゃんとできれば、全ての団体において引き締まった事業が展開できる。私たちも一緒に頑張っていく必要がある。

ノ プロポーザル方式について、どのようにして事前に話し合いを行いながら選ばれるのかというのがイメージできていないので、教えていただきたい。

ハ (事務局) プロポーザル方式は、市として実施していただきたい事業内容や上限金額を一定の形で示し、それ以上のことも含めて各応募団体から提案いただき、その内容について点数をつけて優先順位を決めることになる。一番点数の高いところを優先交渉権者とし、いただいた提案を基にしながら市と話し合いをして仕様書を決めていく。この段階で話し合いが行われ、最終的な仕様が決まるという形である。

ヒ (会長) 今のご質問はもう一つの側面がある。最初の要綱や内容を詰めていくとき、誰とどの段階で何を話すのかということ。あまりに一つのパートナーと話し合ってしまうとそのパートナーがプロポーザルのときに有利になってしまう。プロ

ポーザル方式で事前に話し合うことはかなり難しい話だが、ないことはない。一定のパートナーになる立場の方々と話をして、その話の内容を要綱に盛り込み、それに応じてプロポーザルを出してもらおう。そこに癒着関係が生まれないような話し合いの方法を行っているところもある。かなり慎重にはなるが、ないことはない。特定のところと癒着関係とならないためには複数の事業者と話をするやり方もある。事業者を集めてワークショップで考えてもらおうというやり方もある。

- フ （事務局）市が考えている仕様がどの程度適当かというのを判断するために市場調査が必要となったとき、事業者や知見のある方と話をしていくことについてはプロポーザル方式を行う場合どの部署でも行っていることかと思う。あまりに特定の団体の方だけと話をするので、その方だけしか応募できない形となるのは問題になる。あくまでそういった形を取らない市場調査をして参考とするためにお話を聞く場というのがプロポーザルの契約前にもあるのかと思う。
- ヘ （会長）大阪市は、広報を配布する事業をプロポーザル方式で事業者選定している。宝塚市のまちづくり協議会にあたる地域活動協議会が、きちんとプロポーザル方式で提案できれば事業を取れるが、そうでなければ民間事業者が取るということもある。広報を配ることによってどういう付加価値をつけるかは難しいが、地域活動団体ならではの提案が出来たら選ばれるという仕組みを取っている。逆に言うと、地域団体の力量が試されていく段階に大阪市はなっている。
- ホ まん延防止等重点措置が解除になり、ガイドラインもかなり形になってきているので、そろそろ作業班を作って進めていくのはどうか。また、細かい点としては、2ページ（2）イに「契約の事例が少ない」という記載があるが、「協働の原則にのっとった契約ができていない」という記載もあるとよい。また、2ページ「本ガイドラインのねらい」の「市職員にとって」の箇所において、「事業者との委託契約とは内容や進め方が異なる点についても知っていただく」という記載も一文あればいいと思う。3ページの「将来のために法人化は必要？」という箇所において、「責任の所在が明確になる」という記載があるが、分かりにくいと思った。会長が「個人で契約するとその責任が個人に行く。法人になれば解決する。」旨のお話をされたことに基づいて記載されていると思うので、いっそのことそのとおりに書いてもらった方が、団体が危機感を持つことになるのでよいと思う。4ページ（2）「事業内容の決め方」の箇所において、「企画から参画し」と記載があるが、これに加え、成果の帰属や役割分担・責任分担の項目も設けていただき、従来の契約と異なると記載いただいたほうがよい。5ページの「ア 直接費」の表は草津市のハンドブックからほとんど引用されていると思うが、5、6ページの直接費及び間接費の内容について、例えば、事務機器の減価償却費や間接費の家賃であるとか具体的な項目があるとよいと思った。
- マ （会長）その辺り、また工夫をお願いできたらと思う。
- ミ 協働契約のあり方に直接関係はないと思うが、私が4、5年入って活動している市民活動団体がある。その市の担当課は市民協働推進課でもなく教育委員会でもな

い。課と協働のパートナーとなっている市民活動団体にはこういう考え方は浸透しやすいという印象がある。私の市民活動団体は担当課がまったく別のところであり、職員自身も協働についてご存じの方が増えていると思うが、市民活動団体側は市の担当課の下部組織のような気持ちではないかと思う。市民活動団体のメンバーで相談して決定し、その決定内容を担当課に報告するだけでよいものを、すべて市に相談して実施しているという状況がある。ちょうど今、年度が変わる時期だが、協働の指針等の成果物を団体のメンバーに渡して共有していくということも一つの方法としてあると思う。例えば、3ページ目の「※法人格を有しない団体と請負契約を行う際は、団体に以下の要件を確認できることを必須としています」と記載の箇所①～④の要件について、私の団体に当てはまるかを考えるとちょっと怪しいと思うところもある。だが、市と市民との協働のパートナーだと思うので、きちんと活動団体の中で知らせていくことを頑張っていこうと思った。特に、協働契約のあり方の検討に当たって、人や組織によって習熟度の差はあると思うが、その差があまり広がりすぎないように底上げをしていきたい。そのため、協働の指針等の成果物をいただきにあがるかもしれない。

ム 先ほど「事業者との契約と異なる」というご意見があったが、協働の指針ではNPO法人は事業者に位置付けられているため、「事業者との契約と異なる」ということは記載しない方がよい。契約全体の中で気持ち良い契約をするためのガイドラインとして進めた方がよい。ガイドラインには、見合わない契約は断った方がよい旨が記載されており、これは事業者の心構えである。NPO法人が普通の事業者と違うのは、ミッション・ビジョン・バリューを持っているところである。このミッションに基づく、儲からなくても私たちがやらなければならないという心意気が入っていくということになる。よって、「事業者の契約と異なる」という点は入れない方がよいと思った。

メ 言葉の誤りであった。「従来との契約と異なる」という意味である。

モ (会長) お話を戻して言うならば、組織としてちゃんと体をなすようにしてくださいということだと思う。逆にちゃんとできれば法人格を取れるはずである。法人格をどんどん取ってくださいよというのが、本当は市が言いたいことではないかと思う。ある市では、市が地域団体に法人格を取るように言っているが、地域団体は法人格を取らず、今のままで十分であると言っている状況がある。組織として公明正大に運営されるのであれば法人格を取っていただき、法人として社会的にオープンにしていくということを求めているが、地域団体としてはしんどいという思いがまだある。法人格を取ることや組織としての体をなすということがどういうことなのか、丁寧に説明していただく機会もあっていいのではないかと思う。

ヤ 宝塚市も江戸時代からの生活習慣を持っている地域もあればニュータウンとなっている地域もあり、千差万別の価値観がある。そういう価値観の違いがあっても、市民が主権者だということが統一されていれば何も市にお願いするということがないが、皆が中々引きずっている部分がある。文書を渡してもこれが治ることはな

- いと思う。自治会はいらぬという地域や自治会の会則を作ることを生意気だという地域もある。我々としては、主権者は市民であるということ根気よく話しかける必要がある。一挙にはいぬが、そういう方々を認めつつ、少しずつやっいていくしかない。制度はちゃんとしたものを作る必要があるが、浸透させることに悩み過ぎててもいぬ。ほどほどのところにした方がよいという感想を持った。
- ユ 作業班について、事務局だけでなく委員も一緒に交じて作った方が皆さんの思いが入ると思うがどうか。
- ヨ (事務局) コロナの影響で集まるのが難しいという点及び契約という内容が行政的な知見があるという点を踏まえ、作業班を結成せずに事務局で素案を作成してきている。皆さんのお時間を取ってしまうことになるが、事務局と一緒に作っただけなのであればありがたい。
- ラ (会長) 作業班を結成するという方向性でよいか。テクニカルな点として、2つの方法があると思う。これまでと同じように作業班を組織してやっいていく方法もあるし、市から日付を指定してもらいメンバーを固定せずに集まれる方に集まってもらふ形もあるのかと思う。
- リ どちらでもよいと思う。委員が意見を言いながら案を作っいていく形がもうちょっと早くまとまりやすいのではないかと思う。
- ル (会長) もう少し作業班的にひざを突き合わせて話をしてもいいよという方は挙手いただければと思う
- レ (※一部委員 挙手)
- ロ (会長) では、今挙手いただいた方で作業班をスタートしましょうか。
- ワ 作業班に参加するメンバーがある程度固まっている。作られ方がいつも同じかなと思っいており、一部のメンバーで作っいている形とならないような工夫を一緒に考えられたらと思う。私も考えたい。
- ヲ (会長) 契約行為についてはかなり専門性が高いのでハードルが高いかもしれない。他のテーマだと様々なやり方が考えられると思う。今回の契約の内容に関しては作業班の形で行い、次のテーマとなった際はワークショップから始めるなど色々な方法があると思う。
- ン (会長) 他に何かご意見あるか。
- ア 契約というのは、委託契約を指していると思っいていいのか。
- イ (事務局) 事務局の認識としては委託を指している。市が本来やるべきことについて仕様を決めてやっいていただく、その仕様についてお互いに協議・評価をしながら進めていくということが本日確認できたと思っいている。
- ウ その場合、スタートは市からこういうことを提案してほしいという形で始まるのか。
- エ (事務局) 新しい事業を企画提案いただいた際、その事業を所管する部署が内容によって決まってくると思う。部署ごとになると思うが、委託契約という形で実施していくのか補助という形とするのか実施を見送るとなるのかは、ご提案いただい

た内容によってくるのかと思う。

オ 最初の段階において、どこから提案することになるのかが難しい。今までの始まり方として、行政から提案することが多いのか、市民から提案することが多いのか、そのあたりはどうか。

カ (事務局) 正確なデータを持ち合わせていないので何とも言えないが、何かの課題があり、その課題に行政側が気付くこともあれば市民の方から提案いただいてそれを解決する手段として委託契約というものがあったり、市から補助させていだいたり、後援をしたりということがある。市民側から提案いただくのか、議会から市に働きかけがあたりとか、国の方から提案を受けるようなこともあるので、どちらの場合もあると思う。

キ 例えば、国からそういった提案があった際、市が誰に話を持って行くかというのを判断する際、団体側の法人格の有無はどこまでの重要性があるのか。

ク (事務局) 法人格の有無は、団体の信用性や責任の所在に関わってくると思う。法人格の有無を必須の項目とするのか、一つの項目として考えるのかというのは事業ごとに判断していくことになると思う。もちろん、法人格があった方が信頼性や信用性が上がっていくものと考えている。

ケ 地域での活動を考えると、どこで法人格を持とうと考えられたのか非常に興味がある。地域では非常にハードルが高い。今、法人格を持って活動されている方から、その点、もし何かあればおうかがいしたい。

コ (会長) 分かりやすく言うと、ステップアップするにつれて会員が減っていく。まずは、法人格を取るときに減る。気楽にやりたい方と責任もってやろうとする方に振り分けられ、会員が減る。第2段階で減るのは、協働事業を取るとき。協働事業を取るときはその事業に対する責任が発生するので、社会的責任が重くなる。例えば、子どもをあずかる事業を行う場合、子どもに事故があったとき誰が責任を取るかなど、かなり重い社会的責任が発生する。そこまでは難しいということで会員が去っていく。こういった形で最終的に残ったメンバーが法人格で協働事業をやっていくことになる。よって、すべての方に対してこういう社会的責任を持ってしっかりとした事業をやってくださいという意味ではないと私は思っている。気楽に私のできる範囲でやりたいという方はそういうやり方をされたらよい。ただ、市役所と事業を行うということは税金が投入されているため、一定の責任を持ってやってもらわないといけないということで、今回はしっかりとしたガイドラインを作っていこうということである。全ての団体等に要求しているわけではない。ただ、まちづくり協議会もそうであるが、既に社会的責任をしっかりと持って様々な事業で責任が発生しているので、そういう意味では、今、法人格を取っても悪いことではないと思っている。そこに精神的ハードルのようなものを感じられて、しんどいことを要求されているというイメージを特に地域団体の方はお持ちだと思う。NPO法人等を取っていただいている方は分かると思うが、社会的な活動をするに当たってはそんなに無理なことを要求しているわけではないと思う。その辺り

の誤解をどうやって解いていただけるかというところもこれからやっていきたい。

3 その他

- (1) 委員より、宝塚市きずなづくり推進事業補助金を活用して作成された「ナゾの湯のまち宝塚」の冊子についてご案内があった。
- (2) 委員より、シングルマザー向けの母子ハウスを高司で作る事業において、市の関係課や建築会社などの協働で進めている旨、情報提供があった。

4 閉会

以 上